

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	廃棄物再生事業者の事業場の登録	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
根 拠 条 項	第20条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (廃棄物再生事業者の登録基準) 第16条の2 法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。</p> <p>(2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。</p> <p>イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設</p> <p>ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設</p> <p>ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設</p> <p>ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設</p> <p>ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設</p> <p>(3) 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。</p> <p>(4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(5) その他事業を適正に行うことができる者であること。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	標準処理期間は設定しない。 (法に定めがなく、事業規模によるばらつきが大きいため、標準処理期間を設定するのは困難である。)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)